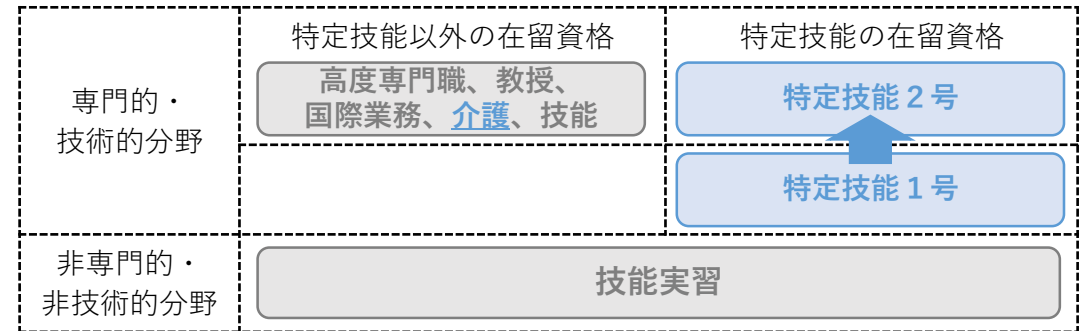


特定技能「1号」と「2号」

- 政府は、**専門的・技術的分野の外国人は積極的に受入れ**、それ以外の分野の外国人は、国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならないとする方針（出入国在留管理基本計画など）
- 特定技能は、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため創設**された在留資格のひとつ
- 特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留期間：1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（**通算で上限5年まで**）
 家族の帯同：**基本的に認めない**
 在留者数：154,864人（令和5年3月末現在(全国) 速報値）
うち、神奈川県内の在留者数は7,317人
- 特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新（**上限なし**）
 家族の帯同：**要件を満たせば可能**（配偶者、子）
 在留者数：11人（令和5年3月末現在(全国) 速報値）
なお、神奈川県内の在留者数は0人

今回の改正の全体像



所管	分野	1号	2号(現在)	2号(改正)	
厚労省	介護	○	(別制度)	(別制度)	
	ビルクリーニング	○	-	○	
	経産省	製造業	○	-	○
		建設	○	○	○
	国交省	造船	○	○	○
		自動車整備	○	-	○
		航空	○	-	○
宿泊		○	-	○	
農水省	農業	○	-	○	
	漁業	○	-	○	
	飲食料品製造業	○	-	○	
	外食業	○	-	○	

2分野から11分野に拡大